

能登半島地震避難者受入基金 規約

2024年1月6日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、能登半島地震避難者受入基金と称する。

(主たる事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

(目的)

第3条 この団体は、令和6年能登半島地震の被災者支援を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住宅、宿泊施設等への避難受け入れ支援
- (2) 被災者への避難一時金の支給
- (3) 避難のための移動手段の提供
- (4) その他、前条の目的を達成するために、必要な事業

第2章 会員

(入会)

第5条 この団体の目的に賛同し、入会した団体、または個人を会員とする。

- 2 会員となるには、当団体所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

第3章 総会

(構成)

第6条 総会は、会員をもって、構成する。

(開催)

第7条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年1回開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第8条 総会は、代表理事が招集する。

- 2 総会の招集通知は、会日の前日までに、書面もしくは電磁的方法をもって、会員に

対して発する。

3 会員全員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

(総会の権能)

第9条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び事業決算
- (5) 理事の選任、解任
- (6) 監事の選任、解任
- (7) その他、運営に関する重要事項

(決議の方法)

第10条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、出席した会員の過半数をもって議決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(決議及び報告の省略)

第11条 理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合において、会員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき、会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議決権等)

第12条 会員は、各1個の議決権を有する。

2 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として、議決権の行使を委任することができる。

(議長)

第13条 総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故があるときは、当該総会において、議長を選出する。

(議事録)

第14条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び

出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(員数)

第15条 この団体に、理事を2名以上置く。

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 理事及び代表理事は総会の決議により選任する。

(任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(招集)

第17条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 理事会の招集通知は、会日の前日までに、書面もしくは電磁的方法をもって、理事に対して発する。
- 3 理事全員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

(理事会の権能)

第18条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画及び事業予算並びにその変更
- (3) 役員職務、報酬
- (4) その他、総会の議決を要しない団体の実務に関する事項

(決議の方法)

第19条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立し、出席した理事の過半数をもって議決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は会員が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

- 2 理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を理事会に報告することを要しないことにつき、理事の全員が書面または電磁的記録に

より同意の意思表示をしたときは、当該事項の理事会への報告があったものとみなす。

(議決権等)

第21条 理事は、各1個の議決権を有する。

2 理事会に出席できない理事は、他の理事を代理人として、議決権の行使を委任することができる。

(議長)

第22条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故があるときは、当該理事会において、議長を選出する。

(議事録)

第23条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、この団体を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第25条 理事は、総会の決議によって解任することができる。

第5章 計算

(事業年度)

第26条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日までとする。

(監査)

第27条 毎事業年度終了後、次の事項について監事に提出し、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業決算書

(残余財産の処分)

第28条 この団体の解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、国、地方公共団体、又は能登半島地震避難者受入基金の目的と類似の目的を有する他の団体に贈与するものとする。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第29条 この団体の最初の事業年度は、団体成立の日から令和7年3月末日までとする。

(設立時の理事、代表理事)

第30条 この団体の設立時の理事の氏名は次のとおりである。

設立時理事 林 俊伍

設立時理事 岩城 慶太郎

設立時の代表理事の氏名及び住所は次のとおりである。

石川県真浦町ル12

設立時代表理事 林 俊伍

(口座)

第31条 設立時の団体代表口座は、次のものとし、団体成立の日から3ヶ月以内に、団体名義の口座を開設するものとする。

北國銀行 金沢城北支店 普通 10297 林佳奈

(細則)

第32条 この規約に定めるもののほか、運営に必要な細則は、代表理事が別に定めることができる。